藤崎台童園 園長 殿

上記の者は、下記の○印の感染症に罹患し、他の者に感染の恐れがあると認められたため、 以下の文書をもって原則就業禁止*とする。

*以下の感染症に該当した場合においても、主治医の診断をもって就業可能と判断した場合は就業を認める。

《就業許可書》 ※医療機関記入欄	
就業可 / 就業不可(いずれかに○)	
(就業不可の場合) 就業禁止期間月日 ~	月日
医療機関名	
医 師 名	卸_
該当する病名にチェックをお願いいたします。	
第2種	第3種(その他感染症)
インフルエンザ	腸管出血性大腸菌感染症
(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	(O-157)
百日咳	急性出血性結膜炎
麻しん	流行性角結膜炎
風しん	コレラ
流行性耳下腺炎	細菌性赤痢
咽頭結膜熱	腸チフス
水痘(水疱瘡)	感染性胃腸炎
結核	伝染性紅斑
髄膜炎菌性髄膜炎	溶連菌感染症
新型コロナウイルス感染症	ウイルス性肝炎
	マイコプラズマ感染症
その他 感染症名()

- ※職員記入欄(主治医から意見を聞いて、記入されてください)。
- ・就業を再開する際の留意事項
- (例)子どもとの接触を控える、物品の共有をしない 等
- ・再診の目安